



## 「三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金」について

### 1 趣 旨

市内のおおむね18歳以下の子どもを対象としたスポーツ・文化の振興及び育成を図るため、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金を予算の範囲内において交付します。

### 2 補助対象団体

補助金の交付対象団体は、次のいずれにも該当する団体とします。

- (1) 子どもの健全な育成を目的として、スポーツ・文化活動に自主的に取り組む市内の団体
- (2) 団体の前年度繰越金の総額が30万円未満の団体

※市から他の補助金の交付を受けている団体または営利を目的とする団体は、補助対象外とします。

### 3 補助対象活動

- (1) 団体運営
- (2) 大会等開催

### 4 補助金の対象経費

・補助金の種類により異なります。詳しくは4、5ページを参照してください。

### 5 補助金の額

・対象となる経費の2分の1以内。(上限5万円)  
※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

### 6 申請受付期間

・申請受付は、令和8年4月21日(火)～令和8年11月30日(月)です。  
※受付は先着順で、予算がなくなり次第終了します。

### 7 申請書類等について

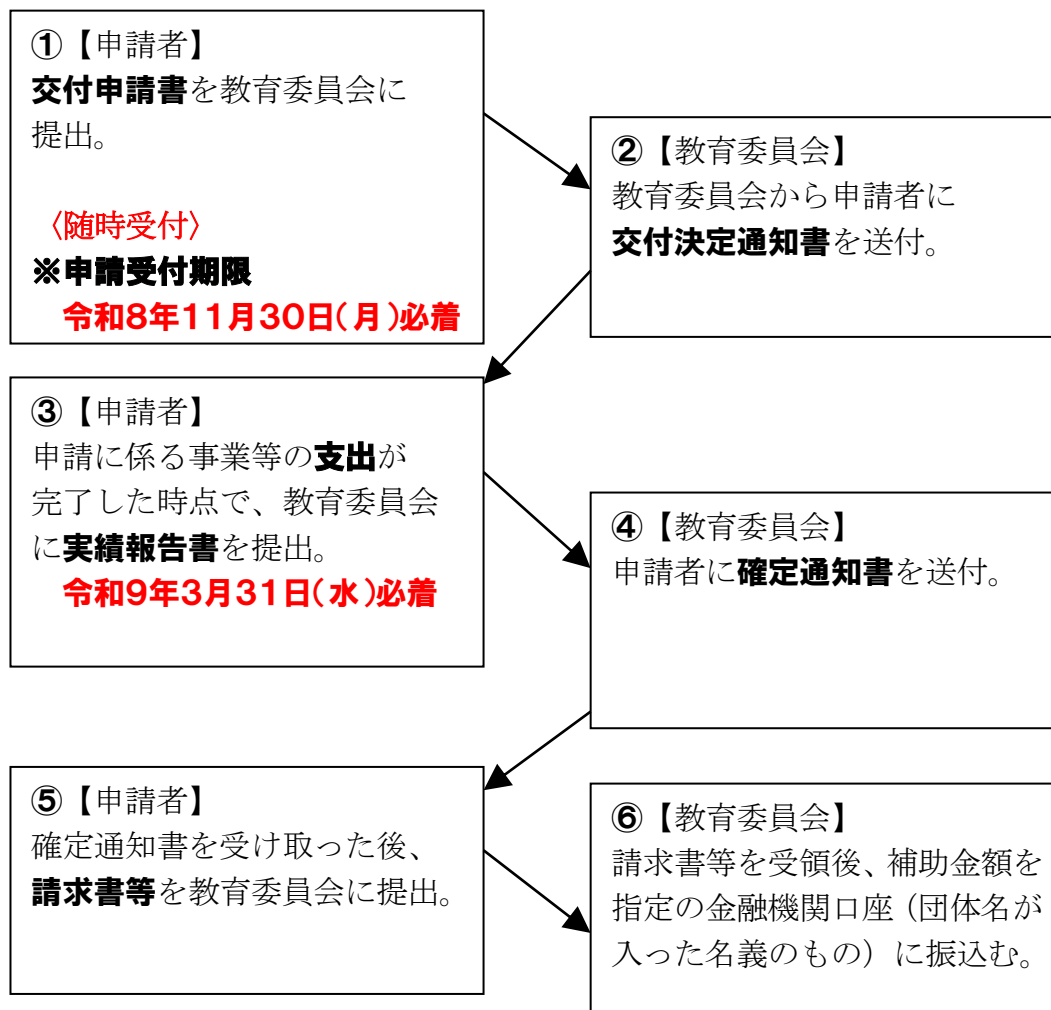
- ・配布場所は、市役所本館5階(社会教育課)、各支所です。
- ・三次市公式ホームページからダウンロードできます。 三次市公式HP



### 8 申請書の提出先

・三次市教育委員会教育部 社会教育課 文化学習係 ※各支所への提出も可。  
〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号(市役所本館5階)  
電話 0824-62-6191 FAX 0824-62-6288

## 9 交付申請以降のスケジュール



## 10 補助金交付の対象となる期間

- ・ **令和8年4月1日から令和9年2月28日**までの支払いを補助金の対象とします。  
(事業開始後、速やかに交付申請書を提出してください。期間内であれば、交付決定通知以前の支払いも対象です。)

## 11 提出書類について

補助対象活動	申請時	完了報告時
(1) 団体運営	①交付申請書(様式第1号) ②補助金所要額調書(様式第2号) ③年間活動計画書(様式第3号) ④申請団体の前年度収支決算書※	①実績報告書(様式第6号) ②補助金精算額調書(様式第7号) ③領収証書の写し ④購入した備品の写真
(2) 大会等開催	①交付申請書(様式第1号) ②補助金所要額調書(様式第2号) ③大会等の実施要領等の写し ④申請団体の前年度収支決算書※	①実績報告書(様式第6号) ②補助金精算額調書(様式第7号) ③領収証書の写し ④購入した備品の写真 ⑤写真(大会等の状況写真2枚)

※前年度の収支決算書は、各団体の総会等で決算報告された資料の写しを提出してください。

## 12 注意事項

- (1) 前年度からの繰越金が30万円未満の団体を補助対象としますが、収支決算書等でそれが確認できる団体に限ります。
- (2) 需用費（消耗品等）や備品購入費にあたる物品の購入については、可能な限り三次市内に所在する業者を優先してください。
- (3) 備品購入費がある場合は、団体の備品として購入されたことを確認するため、必ず代表者等と備品が一緒に写った写真を添付してください。  
また、ユニフォーム等は、クラブ員が着衣し、購入した数量のすべてが確認できる写真を添付してください。
- (4) 「請求書」に使用する印は、代表者印または個人印とします。  
※団体印（例「●●●●少年団保護者会」など）は使用しないでください。  
押印の省略をしたい場合は、別途ご相談ください。
- (5) 補助金の振込先は、団体名及び代表者名が入った口座とします。
- (6) 補助金の申請者（団体の代表者）と振込口座の名義人とが異なる場合は、「委任状」が必要となります。
- (7) 補助金交付を受ける団体は、大会等の印刷物や配布物、横断幕への表示及び口頭でのアナウンス、団体の収支決算の収入、総会等の資料に記載し、三次市の補助金の支援により実施していることを周知してください。
- (8) 予算の範囲内で補助金額を調整する場合があります。

## (1) 団体運営

①対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを対象とした市内のスポーツ・文化団体の運営に必要な需用費、備品購入費、借上料など。</li> </ul>
②具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>需用費…団体で共有して消費する医薬品、消耗品等。 (例) 救急用品、文房具、ボール、テーピング、ギターの弦、吹奏楽器のリード等</li> <li>備品購入費…団体で共有して使用するもの。 (例) ユニフォーム、クーラーボックス、防球ネット、卓球台、ピアノ本体、アンプ等</li> <li>借上料…遠征に必要なバスやタクシー、レンタカーの利用料。</li> <li>その他…大会参加費、登録料、保険料、会場使用料、遠征先での宿泊料金(指導者は3人まで)など。</li> </ul>
③対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーチ謝礼等の報酬費</li> <li>食糧費 (例) おにぎり、果物、スポーツドリンクなど</li> <li>コーチ、保護者等が自家用車で行う交通費 (例) ガソリン代、高速道路料金、駐車場代など</li> <li>宿泊費に付随した飲食費</li> <li>光熱水費</li> <li>個人の所有、使用するものに係る個人経費</li> <li>保護者会などの会議費</li> </ul> <p>※「個人」からの購入費、借上料については対象外となります。</p>
④申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを対象とした市内のスポーツ・文化団体の代表者</li> </ul>
⑤補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費の2分の1以内(上限5万円)</li> </ul>

## (2) 大会等開催

①対象経費	・市内で開催する子どもを対象としたスポーツ・文化の大会等の開催に必要な報償費、需用費、備品購入費、使用料など。
②具体例	・報償費…大会等の審判、講師等に対する謝礼。 ・需用費…大会等の開催、運営に必要な消耗品。 (例) コピー用紙、模造紙、文房具、賞状、レプリカなど。 ・備品購入費…大会等の運営に必要な備品。 (例) トロフィー、楯、優勝旗など。 ・施設利用費…会場使用料など。
③対象とならない経費例	・食糧費…飲料、弁当代等。 ※参加賞としての飲料配布や、報償費の現物支給(飲料など)に含まれるものは対象外となります。
④申請者	・市内で開催する子どもを対象としたスポーツ・文化の大会等を主催する団体の代表者。
⑤補助金額	・対象経費の2分の1以内(上限5万円)